障がいへの配慮

　聴覚障がい者の援助に当たっては、本人の希望を聞き取り、介護者の説明や質問などを理解していただくためのコミュニケーションが重要です。

　コミュニケーションの方法は、相手の希望に合わせることが一番です。本人がどのようなコミュニケーション方法を望んでいるのか、どうすれば理解しやすいのかをきちんと確認することが重要です。

　目で見ただけではわかりにくい障がいなので、困っている事や求めている事が周りの人に気づいてもらえない事がよくあります。本人からの訴えがないので大丈夫と思いこまず、よく状況を観察して援助することも重要です。

介護サービスを提供する際は、次のような配慮が必要です。

「話し方」

１　聴覚障がい者に対しては、正面から顔を合わせて、目を見て話しましょう。

２　横や後ろから話しかけられるとわかりません。いきなり後ろから肩をたたかれると非常に驚いてしまうので、前に来て正面から話しかけましょう。

　　耳元で話すと話者の表情が分かりませんし、気分的にも好ましくありません。

３　表情や身振りなどもコミュニケーションの手段として大きな役割を持っています。「おはようございます」などの簡単な手話で挨拶されると親近感を感じます。手話のわからない人には、書いて伝えます。

４　話をするときはゆっくりと少し大きめに口を開けて、簡潔に具体的に話します。

５　一音ずつ区切って話すのではなく、言葉のまとまり（文節）で区切って話します。

６　声を大きくしても中途失聴・難聴者は、聞き取れるとは限りません。ゆっくりはっきり話しかけたり、紙に書いて説明する等の配慮が必要です。

７　「食事」「お風呂」等何種類かのパターンを文字（又は絵）カードで用意しておくのも有用です。

「話の内容、説明の仕方」

１　会話、筆談とも、誰にでも分かりやすい表現を用います。か条書きや図、絵なども取り入れると、よりわかりやすくなるので、自分が分かりやすい方法からスタートして工夫をしてみてください。

２　質問するときは抽象的な表現はやめ、「はい」「いいえ」、又は具体的に答えられるように尋ねると答えやすいです。

　（例）×「体調どうですか」→○「お腹痛いですか」

　　　　×「４月１日はどうですか？」→○「４月１日行きます　（　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行きません（　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　どちらかに○を書いてもらう。」

３　難聴者は聞き取れた言葉で判断をするため、聞き取れないまま、あいまいにうなずくことがあるので、話が通じていないと思ったら、表現を変えたり、筆談をします。

４　別の聞き方で確認するなど、本当に理解しているかどうか確認をとるようにしてください。

　介護者に迷惑をかけたくないという思いやわからない話を早く切り上げたい思いから、わからなくてもうなずいたり、同意をする場合があります。また、聴覚障がいのために生活に必要な情報が不足し誤った判断をする場合があります。

５　聞こえる家族や要約筆記者、手話通訳者が同伴していても、本人自身に向かって本人が判断できるように、わかりやすく説明します。

６　聞こえない人に「今」伝えないといけない情報を「後回し」にすることは、絶対に避けましょう。

７　周りに気をつかって、今、目の前で起こっていることを「何？」と聞きづらいので、本人に関係あると思えることは、積極的に情報を提供してください。

「話の聞き方」

１　本人が考え、判断するために十分な時間をとりましょう。

２　本人が話の内容を理解しているか、確認しながら話します。

３　本人の話が理解できないときは、もう一度言ってもらうか書いてもらい、受け止めた内容が正しいのか更に確認します。お互いがあいまいでわからないままにしないようにします。

４　中途失聴・難聴者の発音は一般的に聞き取りやすく、聴覚障がいがあることを忘れてしまいそうですが、本人は聞き取れていないということを理解しましょう。

５　重要な話や複雑な話になった場合は、内容によりろうあ者とのコミュニケーションの専門家ともいえる各市町村の専任手話通訳者に依頼することができます。市役所（役場）や福祉センターに配置され、手話通訳だけでなく身振りや筆記なども駆使して、ろうあ高齢者とのコミュニケーションの仲介をしてもらえます。市（区）町村（障がい福祉担当）、大阪聴力障害者協会（大阪ろうあ会館）に問い合わせてください。

６　中途失聴・難聴者の主要なコミュニケーション支援の一つである要約筆記者の派遣については、市（区）町村（障がい福祉担当）、大阪府中途失聴・難聴者協会（大阪府要約筆記養成派遣事務局）に問い合わせてください。

　主に居宅サービスについて述べていますが、施設サービス、通所系サービスについても、状況に応じ、同様に配慮してください。

通所サービスを提供する場合は、次のような配慮が必要です。

「参加しやすい行事運営を」

１　聴覚障がいのある方がレクリエーションや行事に楽しく参加できるように、利用者一人ひとりに応じた説明やコミュニケーションの支援に積極的に取り組みましょう（簡単な手話を覚えたり、絵や図で説明、手話通訳をつけるなど。また、書いて伝えることも必要です）。

２　ルールや手段が複雑で見ただけでは理解できない行事は参加しにくいので、工夫しましょう。

特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設では、次のような配慮が必要です。

「入所（入居）されたら」

１　スケジュールについて、カレンダーや表、写真などを用いてわかりやすく説明します。

２　話をするだけでなく、実際にその場所に行ったり、他の入居者の様子を見てもらったりすることも大切です。

３　施設内放送は聞き取れないので、居室において利用者に合わせた伝達手段を用いて伝えます。前もって場面に応じた伝達手段を確認しておきます。

「入所（入居）生活」

１　施設内での生活を円滑に進めるため、あらかじめ「お風呂」「お薬」などのカードを作っておくのも一つの方法です。

２　重要な情報は実物を見せたり、文字や絵で書いて知らせます。

３　家族との連絡で電話が使えないため、施設内FAXの利用などに配慮します。携帯電話のEメールを利用する方にとっては、Eメールも重要な通信手段になりますので、使用可能なエリアの提示も必要です。

４　自分のたてる物音（足音やテレビの音量など）がわからないので、本人が気づかないうちに周囲に迷惑をかけトラブルになることもあります。同室の人や他の入居者とコミュニケーションが十分にとれず、トラブルを起こしてしまうことがあります。そうならないために、クレームがあればすぐに本人にその内容と改善方法を伝えるようにします。

５　体調や介護について、訴えたいことはたくさんあるのに、どう伝えてよいのかわからずに我慢している方も大勢います。本人からの訴えがないのでニーズがないと判断せずに、何かニーズがないか観察してください。

６　健聴者同士で話しが進み、聴覚障がい者には状況がつかめず、つまらない思いをさせてしまうことがあります。必要に応じて筆記や手話などで状況がわかるように説明しましょう。ろうあ高齢者にとって、視覚に訴える簡潔でわかりやすい筆記や絵が有効です。

７　レクリエーションや行事の実施に当たっては、障がいのある方も楽しめる配慮が必要です。

「外出のための支援」

１　入所又は入居している施設などの行事等で外出する場合は、その施設等が適切に支援する必要があります。

２　有料老人ホームに入居している場合であっても、介護保険の指定（特定施設入居者生活介護の指定）を受けていない有料老人ホームでは、介護保険による訪問介護（通院・外出介助）を利用することが可能です（要介護・要支援認定を受けた方に限ります。）。また、介護保険サービスの支給限度額の制約等から、介護保険による訪問介護（通院・外出介助）が利用できない場合であっても、障がい福祉サービス（居宅介護（通院等介助）・行動援護など）や市町村地域生活支援事業（移動支援事業）が利用可能な場合がありますので、市（区）町村（障がい福祉担当）にご相談ください。